

特別管理産業廃棄物処理業の廃止等について

当事業団の溶融処理施設(破碎・焼却)を令和5年5月31日付けで廃止したことに伴い、特別管理産業廃棄物処理業の廃止、産業廃棄物処理業及び一般廃棄物処理業の事業の範囲が変更となりましたので、資料ダウンロード欄の許可証を確認いただき、受入品目等については事前に問合せ願います。

○産業廃棄物処理業について(令和5年6月1日～)

新	旧
最終処分(埋立)	中間処分(破碎・焼却) 最終処分(埋立)

○一般廃棄物処理業について(令和5年6月1日～)

新	旧
最終処分(埋立)	中間処理(破碎・焼却) 最終処分(埋立)